

2. 今後の大阪PCB処理事業所の処理方針

平成 26 年 6 月のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」という。）の変更に伴い、今後の大阪PCB処理事業所では以下の方針で処理を進めていきます。

(1) 大阪PCB処理事業所における効率的・計画的なPCB廃棄物処理の推進

基本計画変更に伴って、処理を終了する期限は最長で平成 36 年度末とされました。大阪PCB処理事業所は、超大型トランスや搬出困難なトランスのみならず漏洩したトランス・コンデンサなどの処理に手間がかかるものの処理を行い、引き続き安全・確実な処理を計画的に進め、処理完了期限内であっても可能な限り早期に処理を完了します。

(2) エリア間移動による効率的な処理の推進

- ・新幹線車載トランス（豊田PCB処理事業エリアから）（平成 27 年度から）
- ・PP コンデンサ（豊田PCB処理事業所へ）（平成 27 年度から）
- ・特殊（炭化）コンデンサ（北海道・豊田PCB処理事業エリアから）（平成 27 年度から）
- ・小型電気機器（3kg 以上：大阪PCB処理事業所で）（平成 27 年度から）
- ・廃粉末活性炭（東京PCB処理事業所へ）（平成 27 年度下期から）
- ・二次廃棄物（北九州PCB処理事業所へ）（平成 27 年度から）

また、基本計画変更に伴い、収集運搬の安全対策については、JESCO 関係自治体並びに近畿 2 府 4 県の「近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会 PCB 廃棄物広域処理部会」及び他エリアの「広域協議会」等でエリア間移動が円滑に行われるよう検討をしております。

(3) 健全な施設の確保

処理を終了する期限が延長となり、経年による施設設備の劣化を踏まえ、施設の点検を確実に実施するのみならず、新たに長期保全計画を作成し、同計画に基づいて設備、機器及び部品を計画的に改修、更新を着実に行っていきます。

また、大阪PCB処理事業所は、南海トラフを発生源とする地震（震度 6 強）に対し震度 7 相当の十分な耐震強度を持ち、津波潮位（OP+5.4m）に比較して地盤高（OP+9.9m）が高く、施設の安全性が保たれています。

(4) 運転廃棄物

前回ご説明したとおり、平成 26 年 3 月 31 日時点での運転廃棄物保管状況は以下のとおりです。

表-11 運転廃棄物保管状況

種 類	26年度当初 保管数	年間 発生本数	事業終了までの 推定本数	処理方法	(ドラム缶本数)	
					合計(本数)	重量合計(t)
換排気用活性炭	1,154	450	4,304	無害化認定施設	2,904	290
				卒業(一般産廃)	1,400	140
保護具・シート類	1,739	350	4,189	無害化認定施設	3,770	215
				他事業所(北九州)	419	24
粉末活性炭	1,023	100	1,723	大阪事業所	267	40
				他事業所(東京)	1,456	218
タール・木酢	535	80	1,095	無害化認定施設	432	86
				大阪事業所	663	133
廃アルカリ	838	100	1,538	無害化認定施設	910	182
				大阪事業所	628	126
低沸油	136	30	346	無害化認定施設	346	69
配管廃材等	66	10	136	大阪事業所	136	20
ウエス・キムタオル	403	100	1,103	他事業所(北九州)	1,103	61
コンクリート等	70	10	140	大阪事業所	140	21
合 計	5,964	1,230	14,574		14,574	1,625

【ドラム缶1本当りの重量】

①換排気用活性炭	100kg	②保護具・シート類	57kg
③粉末活性炭	150kg	④タール・木酢	200kg
⑤廃アルカリ	200kg	⑥低沸油	200kg
⑦配管廃材等	150kg	⑧ウエス・キムタオル	55kg
⑨コンクリート等	150kg		

卒業(一般産廃)	1,400	140
無害化認定施設	8,362	842
大阪PCB処理事業所	1,834	340
他事業所(東京)	1,456	218
他事業所(北九州)	1,522	85

【PCB 5,000ppm超のドラム缶の想定比率】

① 換排気用活性炭	保管・新規 0%	② 保護具・シート類	保管・新規 10%	③ 粉末活性炭	保管・新規 100%
④ タール・木酢	保管 61%・新規 60%	⑤ 廃アルカリ	保管 67%・新規 10%	⑥ 低沸油	保管・新規 0%
⑦ 配管廃材等	保管・新規 100%	⑧ ウエス・キムタオル	保管・新規 100%	⑨ コンクリート等	保管・新規 100%

運転廃棄物の処理状況及び処理方針は以下のとおりです。

運転廃棄物の種類	処理状況及び処理方針
換排気用活性炭	卒業しているものは産業廃棄物として処理委託しています。卒業していないものは保管していますが、26年度から無害化処理認定施設で処理しています。
保護具・シート類	保管していますが、平成 27 年度から、5,000ppm 以下のものは無害化処理認定施設で処理し、5,000ppm 超のものは他事業所(北九州)での処理を予定しています。
粉末活性炭	以前 V T R 処理したところ粉末による支障があったため、処理を見合わせ屋外倉庫に保管してきました。国の処理基本計画が改訂され、新たな処理期限が設定され、事業エリア間を移動する P C B 廃棄物も決定したことから、平成 27 年度上期から V T R 処理を計画的に進める予定です。
タール・木酢	5,000ppm 超のものは従来から大阪 P C B 処理事業所内で V T R 処理しています。5,000ppm 以下のものは 27 年度から無害化処理認定施設で処理する予定です。
廃アルカリ	5,000ppm 超のものは 26 年度末から大阪 P C B 処理事業所内で V T R 処理しています。5,000ppm 以下のものは平成 24 年度末から無害化処理認定施設で処理しています。
低沸油	平成 26 年度から無害化処理認定施設で処理しています。
配管廃材等	大阪 P C B 処理事業所で処理しています。
ウエス・キムタオル	平成 27 年度から北九州 P C B 処理事業所で処理が開始される予定です。
コンクリート等	大阪 P C B 処理事業所で処理する予定です。